

目次

庁長再任の挨拶……………	2
副庁長就任の挨拶……………	3
平成三十年度神社実務研修会報告……………	4
第五回「ミニ講座」報告……………	5
婦人座談会「女性から見た神職という職業、神社」……………	6
新嘗祭・祈年祭・神殿鎮座記念祭……………	7
庁務日誌抄……………	8
『神職実態調査』報告書連動企画 正副庁長・教化委員長座談会……………	9
別冊『神職実態調査』報告書……………	



奉 祝
天皇陛下御即位三十年

第228号

発行 埼玉県神社庁
さいたま市大宮区高鼻町1-447-1
電話048(643)3542

編集 庁報室
印刷 株式会社アサヒコミュニケーションズ



埼玉県神社庁神殿鎮座記念祭 3月15日

庁長再任の挨拶

庁長 中山 高 嶺



去る三月十五日、埼玉県神社庁役員任期満了に伴い協議委員会が開催され、その席上において、私が庁長として承認され再任されました。新しく副庁長として小林一朗氏と高麗文康氏の両氏に就任頂くこととなりました。また、新役員も選任され、五期目の任を務めさせて頂くこととなりました。今後とも役員一同、これまで以上に事業に邁進する所存でございます。引き続き、神職並びに総代の皆様方の多大なる御支援御協力をお願い申し上げます。

混乱する世界情勢の中、「憲法改正」をはじめ諸問題を解決すべき課題があり、この国の自信と誇りを取り戻す為に活動して頂きたいと思います。皆様方におかれましては、これまで同様の御協力を賜りますようお願いいたします。

神宮大麻の頒布につきましては、当県に於いてはかつて三十二万体制余りの頒布数を数えましたが、近年では二十八万体制と減体し、今後も厳しい状況にあります。「神宮大麻」という言葉は、神職は当然のように考えていると思いますが、一般の人にとっては判りづらい言葉であると私は思っております。一般の人に神宮大麻を理解して頂くには、「天照皇大神のお札」や「お伊勢様のお札」などと、理解しやすく分かりやすい言葉に言い換えて、各社頭においても教化に取り組んで、一体でも多くの頒布につながって頂ければと思います。本宗奉賛委員会を中心に、支部・教化委員会をはじめ各関係団体と共に教化を図って参りたいと考えております。

また、再任されました大野光政埼玉県神社氏子総代連合会長と共に、今後も諸事業に手を携えて取り組んでまいります。神道政治連盟県本部長につきましては高麗副庁長に就任頂くこととなり、その他各役員、委員もすべて決定し、新体制での出発となりました。神道政治連盟においては、

混迷する世界情勢の中、「憲法改正」をはじめ諸問題を解決すべき課題があり、この国の自信と誇りを取り戻す為に活動して頂きたいと思います。皆様方におかれましては、これまで同様の御協力を賜りますようお願いいたします。

考えております。

神社庁においては、新庁舎となって二年が経ち、神社庁法人格取得に向け活動しております。中・大祭の祭典につきましても、各支部が担当して奉仕をして頂き、月次祭をはじめとする小祭については神社庁職員により奉仕をしております。常日頃の宗教活動を通じて早期に宗教法人化を目指して参りたいと考えております。

また、神社庁舎建設に伴なう、報告書につきましては現在準備中であります。

更には、神社庁における活動の一翼を担っている教化委員会につきましては、前期の山田禎久委員長に代わり、今期は馬場裕彦氏が選任され、馬場委員長のもと、新体制で教化活動を行って参りますので、これまで以上に活発に活動頂けることと期待しております。

神社庁も職員二名が新年度より増員されましたので、神社庁業務も円滑に進むよう万全を期していきたいと考えています。

以上、今期の取り組みに対しまして、関係各位におかれましても、更なるご協力を切に願うものであります。

副庁長就任の挨拶

副庁長 小林 一朗



まずもって天皇皇后両陛下の御結婚満六十年をお祝い申し上げますとともに、今後予定されている御譲位と御即位に関する諸儀式が、恙なく執り行われるようご祈念申し上げます。

先般、神社庁の規定に基づき再任された中山高嶺庁長より、三月十五日の神社庁役員会において副庁長に指名されました。たとえ僅かな期間であったとしても、埼玉県神社庁の進展に貢献し、若く優秀な神職諸君の後押しをしなければならぬと思います、お引き受けた次第であります。

昨今の世相は、平成二十八年八月に示された「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」以後、大きな変革の時期を迎えました。日本を取り巻く世界の情勢においても、翌平成二十九年（二〇一七）の米国トランプ大統領就任を皮切りに、欧州、中東など世界各地でも大きな変化が起ころうとしています。

このような時代状況にあっても、一貫して神々に奉仕し英霊の功績を顕彰する神職は、この国の歴史と先人たちの偉大なる功績を誇りに思い、自尊心をもって我が国の自立のために務めなければなりません。そのためには、憲法の改正とさらには自主憲法制定を当然の過程として、その上で我々神道人・日本人の生き方を世界に発信していくべきだと考えます。天皇陛下をいただく我が国において、神の恵みと祖先の恩とに感謝しながら、神と人が和して楽しく営みを続けていける持続可能な共存共栄の世の中を実現し、世界に向けて発信していかなければならないのです。

若い人たちに良い状況で糧をつなぐためにはどうすべきか、どのようにしたらよいのかを考えるのが年長者の努めです。若い神職諸君が進んで年長者と協力し、更なる創意工夫により県内の神社界が全国の範となることを切に期待しております。

副庁長就任の挨拶

副庁長 高麗 文康



て参りたいと存じます。

本年は、大切な御代替わりの年です。斯界には皇室敬慕の念の醸成に一層力を尽くすことが望まれます。今上陛下の畏き大御心による御譲位と新天皇御即位の御大典が恙なく行われることを国民一体となつて祈念できるよう、県民教化の取り組みを進めてゆくことが大切だと思います。既に差し迫った中ではありますが、各御社頭に於きましても奉祝の機運の醸成は元より、これからの皇位継承にも意を尽くした教化の実践をお願いいたします。

併せて神道政治連盟埼玉県本部長を拝命いたしました。折しも斯界の悲願である「憲法改正」に向け一丸となつて進むべき時であり、本会はその先ぶれとなり牽引役となつて参りたいと思います。神道政治連盟の役割は、神社神道を奉じる人々が日夜御神前に捧げる祈念の具現化です。「憲法改正」を通過点として、神社信仰に立脚した国造りに相応しい活動を模索して参ります。会員の皆様のご助力をいただきながら、本会の使命を自覚してより良い国造りのため尽力いたします。

我が国にとつて、この上なく大切な一年となります。私は与えられた役職に誠実に取り組んで参りたいと思います。皆様のご指導とご鞭撻、ご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

平成三十年度神社実務研修会報告

中山 真樹

三月八日、川越氷川神社の氷川会館にて埼玉県神社庁研修所主催・同教化委員会主管により、神社実務研修会を開催しました。

研修主題は『新しい時代に向けて』、副題を「御代替わりを間近に控え」と致しました。畏くも天皇陛下におかれましては本年四月三十日に御譲位遊ばされ、五月一日には皇太子殿下が新天皇として御即位なされます。元号も改まり、我が国にとって歴史的な年になる事は言うまでもなく、社会的にも関心の高い出来事でもあります。私たち神職が、御譲



位についての見識を高め、氏子や参拝者に解りやすく説明することが望ましいことです。

本研修では御代替わりに伴う重儀について学ぶとともに、今期最終年度であることから、実務的な研修として、防犯に関する具体的な対策等について学び、さらに教化

委員会事業部(新渡戸班・嶋田班)が行なった「神職実態調査」「神社の現状と二十年後」アンケートの調査結果を各班長に報告してもらい、県内神社界の現状と将来を改めて考える機会と致しました。

当日は百名の参加者のもと、講師として神道政治連盟首席政策委員田尾憲男先生、埼玉県警察本部生活安全部生活安全総務課課長補佐河村建介先生、同じく振り込め詐欺対策係係長高橋正樹先生の三名の講師をお招き致しました。

開講式の後、田尾先生に「御代替わりと日本の国柄」と題したご講演を頂きました。

先生は冒頭、すでに「平成とはどんな時代であったか」という時代の回顧が始まっていると述べられ、西暦だと時代の区切の発想すら持てないが、一世一元の制の元、平成をまとめた歴史を持てるのは日本国民として、とてもありがたく素晴らしいことであると言われました。

御代替わりに関する用語の理解と適切な使用ということで「御代替わり」と「代替わり」の違いについて述べられ、どちらも同じような意味で使われているが、御代替わりは皇室に限られた表現であり、我々は美しい言葉を使いたいと話されました。また「譲位」と「退位」の意味について、譲位には天皇の意思が入り、退位には天皇の意思は入らないと述べられ、マスコミが生前退位という言葉を使用したことについて、生前とは亡くなった人を使う言葉であり、ご健在である陛下に使うの

は大変失礼な言葉であると言われました。

次に、御代替わりの諸儀と式典等の復興として、諸儀は踐祚・改元・御大葬・即位の礼・大嘗祭であると説明なされ、平成の御代替わりでは、昭和天皇崩御と日本国憲法及び皇室典範の下での最初の御代替わりに対する憂慮があり、いかに皇室伝統を取り戻すが最大の課題でもあったと述べられました。今次の御代替わりに向けては、我が国の憲政史上初めての譲位にもとづく皇位の継承であるのと、憲法上の理由から天皇の意思による御譲位は認められなかったことや、譲位の先例は二百年前の光格天皇まで遡ることを挙げられ、多くの課題を解決し、各式典について政府の考えをまとめるように求められました。



田尾憲男先生

また我が国では、大嘗祭が執り行われ、御一代一度の祭祀で、御位につかれるうえで不可欠なものであり数ある祭祀の中で最も重大な儀式であると述べられました。

御代替わりを通して知る、我が国の誇るべき歴史と国柄の素晴らしさを広く国民に伝えることが神職の使命であります。最後に先生は、皇位というものは天照大御神に対する祭主としての地位であり、その祭主たる陛下は天子(宗教行為)であるとともに元首(政治行為)でもあられます。皆さんには、それが本来の天皇陛下であることを世に広く伝えて

頂きたいと話されました。

お昼休みには、神社庁「過疎地域神社活性化推進委員会」が対象地域として取り組んでいる東秩父村のことを多くの方々に知ってもらうために、氷川神社から徒歩六分の「旭舎文庫」にて開催中の「東秩父セレクション」という催しの見学を行いました。

午後からは、まず埼玉県警の河村先生より「神社における防犯対策」と題し講演いただきました。埼玉県内の犯罪状況は、平成三十年には約六万件的の刑法犯認知件数があり、全国ワースト三位です。神社・仏閣での犯罪認知状況としては、賽銭狙い、侵入窃盗、器物損壊が多く、放火は昨年、一件ありました。神社は人の通りが少なく、暗く周囲に民家がない等「入りやすく、外から見えにくい場所」として犯罪者が好むようです。防犯対策として塀や柵、防犯カメラや施設設備、立入禁止表示の防犯設備の設置を挙げられました。最後に、神社は人の集まる場所であり、様々な犯罪のターゲットとなり得るので、目に見える対策と情報の共有を行うことで神社の防犯力が上がれば、地域全体の抑止力になるとまとめられました。

次に、同じく高橋先生により「特殊詐欺の現状と対策」について講演いただきました。初めに、振り込め詐欺の事例DVDを上映しました。上映後、詐欺撲滅三ヶ条として、①優良防犯電話機等の活用②家族とのコミュニケーション③電話で「お金」「キャッシュカード」の話が出たら、一旦電話を切る

ことを挙げられました。被害に遭わないための対策として、在宅中でも留守番電話に設定し、電話番号通知サービスの活用や自動通話録音装置等の活用を挙げられました。

休憩を挟み、事業部から「神職実態調査」アンケート報告をしていただきました。まずは新渡戸常英班長に「後継者問題」に関する報告をいただきました。この問題は神社界に限らず、日本の社会全体で取り組むべき課題であり、これから進んでいく人口減少により、約四割の神社が消滅する可能性があると言われました。今後、後継者不足を解消するには経済的基盤の安定も大事だが、神職として深い覚悟と使命感が必要であると述べられました。

続いて、嶋田土支彦班長に神社の「現状・「社頭、二十年後」に関する報告をいただきました。神社は氏子を中心として成り立っているが、緩やかに崇敬型に移行していつていと言われ、氏子や総代が減少しているという問題を指摘しました。また社頭で頒布している御朱印のことにも触れ、御朱印を頒布している神社と、そうでない神社には温度差があり、御朱印を受けに来た参拝者とのクレームやトラブルのことを、事例を挙げて話されました。

今回のアンケート調査結果は、本誌の別冊として発行していますので、熟読いただきますようお願い申し上げます。

(教化委員会研修部班長)



(教化委員会研修部班長)

「ミニ講座」に、多くの方々が参加いただいた事に感謝申し上げます。

第五回

「ミニ講座」報告

中山 真樹

二月十八日、神社庁を会場に第五回「ミニ講座」を二十八名の参加の下、開催しました。今回は、実務的な講座として「神社における事件・事故について」～神社庁に寄せられる事例から～と題し、武田淳神社庁事務局長に講師をお願いしました。講師は初めに初任神職研修でも行っている、危険予知トレーニング(KYY)の説明をなされ、神職自身が常日頃より、自社の境内の危険な場所を把握し、そのような箇所がある場合は、対処しておく事が重要であると話されました。また神社庁に寄せられる神社に関係している事で多いクレームは、樹木に関する事であり、普段から近隣の方々とは良い関係を築き、何かあった場合でも話し合いで解決する事が望ましいと言われました。神社を取り巻くリスクには多くの事があり、特に賠償リスクを防ぐ方策として、神社賠償責任保険の加入を勧められました。

昨年度より開催された

婦人座談会

「女性から見た神職という職業、神社」

栗原 迪子

平成三十年八月十日、「神主さんを学ぼう！」

に参加された、埼玉県内の女子神職・神職婦人十名にご出席頂き、それぞれの立場から考える「神社の経営」などについてお話をさせて頂いた。

司会進行は、栗原が務めた。

司会「女性として、神社や神職について考えていること、また感じていることは？」

A (神職・権禰宜) 舞は女性が舞うことが多いので、自分も舞うことで、参拝者に舞を「見てみたい」「やってみたい」と感じてもらいたい。女性であるからこそ、話しやすく親しみやすいと感じる方は多い。女性から発信することで更に周りにも発信してくれると思う。女性グループが、神社において、茶道などの日本の伝統文化に触れて、神道により一層関心を持つてもらうことに繋がっている。

B (神職・宮司) 地鎮祭打合せ時、営業担当者から、男性だと怖い方もいるから、女性でホッとしましたと喜ばれたことがある。

C (神職・権禰宜) 二十年前に実家の神社以外の神社に奉職していた。奉職当時、女性神職が少ない時代だったため、周囲は扱いに困っていたのを感じたが、その宮司さんの考え方次第

だと思う。

司会「社家に嫁いで、大変だと感じることや、まかされている仕事はあるか？」

D (神職・権禰宜) 神社だけでなく、農業を兼業しているので一年中忙しい。また、子育てが一段落し、祖父母も高齢になっているなか、夫の忙しい姿を見て、責任感から神職資格を最近取得した。

E (宮司婦人) 専業主婦であり、ほとんど神社のことについては触れていない。基本的には、家で留守番をして、家に総代さんが来られた場合は応対する。

F (宮司婦人) お姑さんと一緒に、かましめやお札の奉製をして、神社に奉仕している。

G (宮司婦人) 自分は外国人で、結婚して日本へ来たため、御朱印を書くことが難しいので書き置きを渡している。参拝者から「キリスト教と神道一緒でもいいの？」という質問をされることもある。

司会「神社の未来や、後継者についてどう思うか？」

B (神職・宮司) 鎮座地のある市は過疎化が進

んで、これから女性の持つ役割がさらに増えるのではないかと考えている。

H (権宜婦人) 小学校の全児童数が六十四人で少子化を実感している。重要文化財として、獅子舞踊りがあるが、継承者がいない。埼玉県の教育指導で小学校三、四年生を対象に地域を学ぶ活動がある。子供たちが舞えるように勧誘している。思い出になって、また次の世代へと繋げていって欲しい。

C (神職・権禰宜) 高校生の息子と中学生の娘がいるが、将来は神職資格を取って、兄弟でござ奉仕して欲しいと考えている。あまりプレッシャーになってもいけないから、言い過ぎないようにしている。

F (宮司婦人) 子供の将来については、まだ先のことを考えている。しかし、神社の子供だということも少しずつ分かってくるのではないかと考えている。

I (神職・宮司) 結婚していないので、後継者がいないのが不安である。

この座談会の内容は、紙面の都合上かなりの部分を割愛させて頂きました。今後も継続して婦人座談会が開催できればと考えております。ご出席頂いた方々には、忌憚のないお話をさせて頂き、感謝申し上げます。

(教化委員会事業部嶋田班班員)

埼玉県神社庁新嘗祭

新嘗祭は十二月十一日午後二時より神殿にて斎行されました。大里児玉支部の奉仕にて、茂木治男支部長が斎主を務め、中山高嶺神社庁長、大野光政県総代会長が参列者を代表して玉串を奉りて拝礼、参列役職員約二十名が合わせて拝礼し、五穀豊穣への感謝の祈りが捧げられました。祭典終了後は午後三時より役員会が開催され、その後「一の家」にて懇親会が行われました。

新嘗祭次第

時刻、参列者所定の座に著く 是より先手水の儀あり
時刻、斎主以下祭員、参列者代表参進 是より先手水の儀あり
次に斎主以下祭員、参列者代表所定の座に著く
次に修祓
次に斎主一拝
次に斎主御扉を開き畢りて側に候す
次に祭員神饌を供す
次に斎主祝詞を奏す
次に斎主玉串を奉りて拝礼
次に参列者玉串を奉りて拝礼
一、埼玉県神社庁代表 神職列拝
一、埼玉県神社氏子総代会代表 総代列拝
次に祭員神饌を撤す
次に斎主御扉を閉じ畢りて本座に復す
次に斎主一拝
次に直会

【奉仕員】

斎主 古宮神社欄宜 茂木治男
副斎主 八幡大神社宮司 宮崎博之
祭員 登由宇気神社宮司 村田 聡
祭員 玉津島神社宮司 宮本 修
祭員 足高神社宮司 高野浩成

埼玉県神社庁祈年祭

祈年祭は二月十三日午後二時より神殿にて斎行されました。さきたま支部の奉仕にて、中村邦彦副支部長が斎主を務め、中山高嶺神社庁長、大野光政県総代会長が参列者を代表して玉串を奉りて拝礼、参列役職員約二十名が合わせて拝礼し、本年の五穀の豊穣と国家安泰の祈りが捧げられました。祭典終了後は午後三時三十分より役員会が開催されました。

祈年祭次第

時刻、参列者所定の座に著く 是より先手水の儀あり
時刻、斎主以下祭員、参列者代表参進 是より先手水の儀あり
次に斎主以下祭員、参列者代表所定の座に著く
次に修祓
次に斎主一拝
次に斎主御扉を開き畢りて側に候す
次に祭員神饌を供す
次に斎主祝詞を奏す
次に斎主玉串を奉りて拝礼
次に参列者玉串を奉りて拝礼
一、埼玉県神社庁代表 神職列拝
一、埼玉県神社氏子総代会代表 総代列拝
次に祭員神饌を撤す
次に斎主御扉を閉じ畢りて本座に復す
次に斎主一拝
次に直会

【奉仕員】

斎主 菖蒲神社宮司 中村邦彦
副斎主 天神社宮司 藤沼恵美子
祭員 水川欽神社宮司 橋本充臣
祭員 八枝神社欄宜 福田大輝
祭員 行田八幡神社欄宜 松岡宏聡

埼玉県神社庁神殿鎮座記念祭

神殿鎮座記念祭は三月十五日午後二時より神殿にて斎行されました。竹本佳徳副庁長が斎主を務め、副斎主以下祭員は埼玉東支部の奉仕にて、中山高嶺神社庁長、野口庄二県総代会長が参列者を代表して玉串を奉りて拝礼、参列役職員・協議員約五十名が合わせて拝礼し、感謝の祈りが捧げられました。また祭典中には祭祀舞「朝日舞」が奉奏されました。祭典終了後は午後三時三十分より協議員会並びに神政連代議員会が開催され、引き続き神職身分昇級者認定証伝達式、その後「清水園」にて直会及び身分昇級者祝賀会が行われました。

神殿鎮座記念祭次第

時刻、参列者所定の座に著く 是より先手水の儀あり
時刻、斎主以下祭員、参列者代表参進 是より先手水の儀あり
次に斎主以下祭員、参列者代表所定の座に著く
次に修祓
次に斎主一拝
次に斎主御扉を開き畢りて側に候す
次に祭員神饌を供す
次に斎主祝詞を奏す
次に斎主玉串を奉りて拝礼
次に参列者玉串を奉りて拝礼
一、埼玉県神社庁代表 神職列拝
一、埼玉県神社氏子総代会代表 総代列拝
次に祭員神饌を撤す
次に斎主御扉を閉じ畢りて本座に復す
次に斎主一拝
次に直会

【奉仕員】

斎主 川口神社宮司 竹本佳徳
副斎主 八幡神社宮司 恩田栄治
祭員 第六天神社宮司 高梨佳樹
祭員 水川神社欄宜 恩田宏典
祭員 久伊豆神社欄宜 小林威朗
祭員 八幡神社欄宜 松岡宏聡
祭員 行田八幡神社欄宜 山田俊宣
祭員 三峰神社欄宜 大澤佳広
祭員 水川神社欄宜 青木誉智
祭員 八幡神社宮司

[illegible]

『神職実態調査』報告書運動企画

正副庁長・教化委員長座談会

○出席者 庁長

副庁長

副庁長

教化委員長

中山 高 嶺 (三峯神社宮司)

竹 本 佳 徳 (川口神社宮司)

押 田 豊 (八幡神社宮司)

山 田 禎 久 (氷川神社宮司)

○開催日 平成三十一年二月十二日 於 神社庁

山田…本日はお忙しい中、座談会にお越し下さいましてありがとうございます。新渡戸班と嶋田班がアンケートの結果に対し、正副庁長から御意見をお聞きしたいとことでしたので、いくつか質問をさせていただきます。

正副庁長の奉務神社は、都会と過疎地域、そして新興住宅地というそれぞれの立地的な違いもありますので、そうしたお話も伺いたいと思います。

今回のアンケートでは、「後継者がいない」という方が非常に多くいらっしゃいました。そんな中、正副庁長のご子息は若いときから神社にお勤めですが、決意・決断した動機や理由等もお聞かせいただければと思います。まず庁長お願いします。

中山…うちの息子の場合は学校を出てから神主をやるということでありましたので、それ以上のことは言っていないです。神主さんの学校に行っているも神主になるということ自体を拒んでいる人や、違う仕事をして、ある程度の年齢に達して神主になる、という方も多いと思います。

ただし、どこかに「神主にならなければ」という

思いは皆あると思います。そこから先どうしようか迷っている時に、親御さんが声をかけたりして気持ちを引き出すのも一つのやり方かなと思います。私も若いときは、違うことをやりたいという気持ちがあつた気がします。でも、やはりこれだけ続いた神社だから、続けなければという思いで、今現在宮司をやっています。やはり、そこには「代々」とか、「社家」といったものが重くのしかかってくるのではないかと私は思います。

山田…使命感と義務感の両方があるということですね。

中山…進んで神主になりたいという気持ちになっている方がいれば、こんなすばらしいことではないと思います。大半の方が、一度はどうしようかと悩んで、色々考えた挙句に神主になろうということになったのではないかなと思いますけれども。

山田…ありがとうございます。竹本副庁長はいかがでしょう。

竹本…私は小さい時に、近所の子供から「カンノシ、カンノシ」って冷やかされてまして。「カンヌシ」が



訛ってるんですね。それが嫌でやりたくなかった。

ただ、私は男三人兄弟の長男で、出入の職人に「あなたは神社を継ぐ大事な人です」と言われていました。多分それが一番影響していたと思いますね。そうしたら何のことはない弟二人も國學院に行き、神主になったので拍子抜けしたんですけれど、最初はずぐ神職になるのではなくて、公務員になろうと思っただけれど、採用にはならなかった。それで、正階講習を受けて神職としてスタートしたんです。

山田…そうでしたか。それは初めて伺いました。

竹本…息子も嫌だと言っていました。講習を受けて資格を取り一旦は籍を置いたんですが、一回別の仕事に就きました。

山田…そうでしたね。

竹本…飲食の仕事をしていましたが、その後、専攻科に行つて、今は家にいるわけなんです。父と子では考え方も違うので息子は息子のやり方でやっていくでしょうから、もうスバツと変わっちゃえるかなと思つています。

山田…息子さんが悩んでいる時、「神主になりたくない」或いは「そろそろ神主やろうと思う」といった相談はありましたか？

竹本…ないです。ただ、いよいよとなれば、という気持ちにはあつたようで、私が薦めたとか言うことではなく、卒業までには一応階位は取つておこうと。

山田…押田副庁長はいかがですか？

押田…私の場合はおじいさんが神主でした。父は、神社の経済が成り立たないというか、生活できないから勤めに出ていました。高校の時までは、長男で上下が女だから、「男がするもんだ」「当たり前でしょ」と言う雰囲気はあつたけど、できればやりたくないなと思つていました。

他の大学へ行きたかつたけど、國學院に入りました。神道学科に入った瞬間、神主に決まりだから、拒絶して史学科に入ったんです。そこで、何も神社に関わらないで過ごしていたんだけど、二年の時に講習で資格だけ取つて。

四年目に入ったときに、おじいさんも危ない状態になつて。父は勤めを辞めるわけにいかないから、私が後を取るしかない。でもその時、今後一生続ける可能性のある神主の仕事を一ヶ月間の研修でいいのかなと思つたので、専攻科に入れてもらつて勉強した。

そうして神主になつたけど、色々なことを実践しようとする、総代さんからすごい反発もあり、なおさらやる気がなくなつて、三年位悶々としていました。

山田…当時の総代さんは押田副庁長よりもだいたい年上ですよ？

押田…二十三歳で宮司ですから、皆おじいさんみた



左、山田教化委員長 右、竹本副庁長

いな年齢で、その人たちにどう対応したらいいかわからなかつた。

そのうち、総代が代わつて、神社も変わりました。私もその人たちのお陰で考え方が変わつて、背中向けてた職に対して、正面から受けるようになった。

息子には後を継いでほしいと夫婦で思つていた。一言も言つたことはないけど、一応資格は取つてくれて。その後、三年ぐらい違う仕事をやってたけど、自分で考えて後を継ぐということで、今に至っているんだよね。自分の事を考えると、子供にあまり無理に言えないので。神社をしっかりした形で運営すれば後を継いでくれる可能性はあるかなって感じですよ。

山田…皆さん最初はあまり気が進まなかつたようですよけれども、逆に何か「神主やっていて良かった」「神主になつて良かった」と思つた事はありますか。

中山…やっぱりみんなに感謝されるっていうのはありますね。

押田…私は神職が適業だったんじゃないかなって自分で思う。

神社の宮司つてのは自分の考えでいろんな人と相談しながら、多くの人たちと協力してその形を作っていくわけで、言われてやる仕事っていうのはあんまり好きじゃないから、自分のペースで仕事できるって一番いい仕事かなと思います。

竹本…もし、私がこういう職についていなかったらば、今みたいに、国の事とか皇室の事とかに関心を持たなかつた。宮司であればこそ、そちらのほうに関心があるので。そういう意味では有難かつたなという気はありますよ。

押田…この職にあるので、情報や考えが出てくるといふのはありますね。

一般の方がどれだけ陛下や、皇室の方を想うかという、我々とは相当ギャップがある。

山田…今期、教化委員会では「神主さんご縁を結ぼう」という婚活事業を行いました。実際にはかなり上手くいってるカブプルもいるという話です。

我々の中でも、当初大きなお世話ではというような意見もありましたが。現実、まだ独身の神主が非常に多いということがあります。これから神主は結婚するのが、なかなか難しくなってくるかもしれない。そこにはどうしても横たわる経済的な問題がある。

今回、教化委員会が掲げている経済的な問題と後継者の問題というのは実はリンクしている事が、過去の庁報を見ても何度も繰り返し議論されています。ただ、我々が経済的な事に面と向かつて語り合うという事は、少しはばかれるところも勿論あります。

竹本副庁長がおっしゃった様に、これからの子供たちの時代というのは、自分達とは全然違う考えから、任せていくしかないというお話もありました。

竹本副庁長は、後継者は自分のお子さん、お孫さんに川口神社を継いで欲しいという意識がありますか？

竹本…川口神社の場合は、社家という社家で無いから、あまり無いです。

中山庁長や押田副庁長みたいに代々の家ではない。明治維新以後ですから。

押田…うちはね、今の春日部の神社にいた神職が、大正の中間ぐらいに継承できなくなったので隣町から呼ばれてきたわけ。だから春日部では僕は三代目です。

山田…そうしますと、「家族以外が神社を継いでくれない」ということに関しては、あまり抵抗というか、驚きを感じないということでしょうか？

竹本…家系としての抵抗は無い。ただ後継者は必要だと思えますよ。後継者って言うのは、自分の子供って言う意味ではなくてね。

押田…うちでもそうです。息子がやらないと言えば、わざわざ親戚を探してまではしない。神社がしっかりとしていれば、神職として来て下さる人はいれると思います。

山田…中山庁長は、現状八割の方が「家族・親族以外が継いでも良い」と思っていることに関してはどのようにお考えでしょうか？

中山…やっぱり自分の子供に継いでいただくのが一番良いと思いますけども。

今さっき山田委員長が言ってた、経済的なことになるんだけど、後継者に対して「そんなにお金にならないのに無理にお願いしても悪いじゃないか」という気持ちも親としてあると思うんですよ。裕福な神社であれば、「ぜひ頼みたい」「ああ喜んでやります」ってなると思うんですよ。

山田…その点はアンケートにも如実に出てきます。やはり経済事情の良い神社だったら後継者がいるだろうと思う方が多いです。

中山…そうなると思いますよ。ですからそういう問

題をこれからどう対処していくかですね。他県では不動産業と一緒にやっている神社が結構あって、そこは経済状況が良いですよ。だから宮司を代々続けたほうが良いっていう人が多いですよ。昔はお坊さんもそうだったけど、学校の先生をしながら奉仕している方が多かったです。神主だけで生活できれば、別に他に手を出さなくてよかったでしょう。

境内を繁栄させるような事を自分たちで考えてやっていかなければなりません。神社もお寺もこれから先の行く末は参拝者の方たちが決めるのであって、自分たちが決めるわけにはいかないわけですよ。今、全国の初詣のランキングってのがありますよね。まず一番神社で多いのは明治神宮で、この辺は大宮の氷川様ですよ。一種の「ブランド」なんですよ。これは。若い人たちが「今日どこに行ってきたの」っていうと、「明治神宮に行ってきた」というのは「ブランド」にお参りしてきたことになる。それが一般社会の若い人たちが受ける感覚。なんでも一番のところに رفتてきたのが良いんですよ。神様が云々じゃなくて、ただその場所に行つたということ。そうするとその友達達の輪の中にも入れるんですよ。これからどういいう時代が来るかわかりませんが、やはりそういう神社が残って、他の神社は残らない可能性もあるんじゃないかと。そういうことも頭に入れておかなくと、お参りに来ていただけない神社は最終的にどうすることもできなくなってしまう。だから神主として何かを考えなきゃいけない。

それと神社で、参拝者が神様と直接話ができるわけじゃないんですよ。ということとは、それを補うのが神主であり、そして巫女であるわけですよ。その方たちの、助言なりというのは絶対に必要なことだと思います。

そして、色々な願いをただ叶えてくれるのが神社じゃないという事も教えないといけない。毎日生活できて、お参りに来られるのも神様のお蔭なんだ。自分のやりたい事だけをお願いするのはなくて、

先ずは神様に感謝をし、そして次に自分の願い事をして帰つたらどうですかと、私は参拝者に伝えていきます。

山田…竹本副庁長はいかがでしょうか？

竹本…まずは婚活の話ですが、それはやってあげないといけない事だと思います。今までは多分周りの人が心配してくれたんですよ。

最近、近所が口を出す逆にならざるを得ないのが落ちだからやらないですよ。だから、仲間同士で機会を設けてあげるって、それはいいこと。ただ、アンケートにもあつたけどそれに乗れる人と乗れない人がいる。

私なんか、たぶん乗れないから。だからそれがすべてで解決だとは思わないけど、そういう機会を設けることは非常に良いことだと思っています。

結婚の問題は、後継者云々に繋がってきますけど、それ以前に経済的に結婚ができないっていうことは、多分本質ではないんだらうと私は直感的に思っています。経済的なものが皆さんのおっしゃるとおり根本では有るんだけど、食えないから結婚できないって言う事ではなく、出会いが無いから結婚できないんだらうと思いますから。

それと、すべての神社が経済的に成り立つということはありません。私は思っています。庁長がおっしゃるように、勝ち組負け組っていう悪いけど、残れる神社と残れない神社がでてくるのは止むを得ない。巨視的に見た場合ね。だから、残れる神社を残せるかどうかという観点で考えるしかないんじゃないかなとは思っているんですけどね。何でもかんでも、全ての神社を残さなければいけないというのは現実的でないし、それは不可能だと私は思っています。

山田…嶋田班のアンケートでも、氏子さんたちから「境内地の一部を売却して財産を作り、神社の体力をつけていこう」という意見があつたという話が出ています。昔の庁報を見ても、神輿を売って何か



左、竹本副庁長 手前、山田教化医院長 奥、中山庁長 右、押田副庁長

別の運営をしていた話も出てきます。
非常に難しい問題ですけれども、立ち行かなくなり、土地を売却していくというようなことに関して、これから先こういった話が出てくると思いますすがどのようにお考えでしょうか。
中山…こういった話は出てくると思いますね。そこは適切な処理をしなければ。というの、後々問題になるようなところには譲れませんから。最終的には神社庁が責任を持って事務手続きをするということをしなけいけいと思います。

竹本副庁長が先程言っていました、続けることが不可能になる神社というのがあります。それは今の時点で考えなければいけません。

一つの回転のクールとして五十年経つと世の中が全部変わってしまうかなって思っただけです。うすると、我々が今考えている問題が、五十年経つと完全に白黒ついたやうなことも考えられやすね。

山田…特にこれからの五十年はそうかもしれないですね。後継者がいない神社に対して、神主を派遣して、祭典ができるような仕組みを神社本庁や神社庁で考えて欲しいんだというような声が上がってきていますけれども。この点に関してはお考えをお聞かせ下さい。

中山…今もう秩父支部がそうですよね。もう地元の神主さんが少なくなりました。秩父神社や寶登山神社・三峯神社でお祭りに行くようになったんです。ですから既に始まっているって言うて良いと思いますよ。

ただし、その数が増えるからと、その為に職員雇うというのは大変じゃないですか。自分のところの仕事ができなくなっていますから。そこが一番のネックですけれども、できる限り続けていこうと思っやっています。うちの職員にも神社を持たせて奉仕すること、その神社は保てます。

山田…現在も例祭日などの助勤を支部内で調整することがありますが、神社庁で助勤神職の登録システムを作り、支部を横断して、というような事はこれからあるでしょうか。

中山…全然知らない人が行っている場合もあるんです。ですから、手始めとして各支部でやって頂いたらどうかと思います。そうでないと、色々な事がわからないですもんね。

山田…そう思います。

押田…行く手段にしても、遠方から行くとなると口スがあるし、それだけ来た人に謝礼ができるかと言

うと。

山田…そうですね。ある程度謝礼も決めておかないと難しいと思います。何も知らない人が急にやってきて、それでいいのかということもあると思います。中山…支部内の神職同士で上手くやってもらうのが良いと思いますね。

押田…そういうものがあつたほうがいいのは間違いないだけだね。ただ、具体的にやるとしたら、細かい問題っていうのも相当あるし。今まで過渡期みたいなもので、更に後継者がどんどん減っていくでしょうから。

山田…川口では「西の市」とか「おかめ市」の時には、近辺の神主さんが手伝いに来ていますよね。今はせめて支部内でのことでしたけれども、本当に後継者が減ってきて神社が支えられなくなった時は。竹本…川口の場合は、非常に条件が良くて割と専任の宮司が多いんです。だからそんなに困っていないというところが一つありますから。ちよつと特殊な考え方になるかもしれないけど。よく、お寺は宗派があるけど神社はないから神社は一つですよって聞かれる。

私はあえて違つて答えています。神社つてのはすべて別々なんだ。あつちの神社がこうだから、こつちの神社もこうだということは絶対にない。

そういう意味からすると、各々の神社の存在理由つて言うものは、各々の神社であるはずなんです。だから都合つていふ言葉が悪いかもしれないけど、その時だけ人事派遣みたいなのは、私はあんまり賛成ではないです。

山田…非常に様々な意見をお伺いできました。宮司として、正副庁長として、そして子の父、或いは父の子としての昔話を含めてこれだけ色々な話を聞ける機会は本当に貴重なものでした。

お忙しい中お時間を作って頂き、貴重なお話をありがとうございました。

規程改正検討委員会報告

神社庁では、支部再編や神社庁宗教法人化に向けた規則改正に伴い、これまでの規程を見直す必要があることから、規程改正検討委員会を設置し、このたびその第二次答申が提出されました。

第二次 答 申

規程改正検討委員会は、平成二十九年八月六日に庁長より諮問を受けて検討を開始し、平成三十年七月十八日付にて第一次答申を提出した。引き続き改正の必要あるものにつき別記の通り慎重に審議・検討を重ね、この度、左記の通り第二次答申として提出します。

記

- 一、埼玉県神社庁協議員会会議規則（案）
- 二、神社本庁評議員選出規程（案）
- 三、埼玉県神社庁献幣使及び本庁使参向に関する規程（案）
- 四、埼玉県神社庁教化委員会規程（案）
- 五、埼玉県神社庁教化委員会規程内規（案）
- 六、支部長懇話会規約（案）
- 七、埼玉県神社庁神職総会規程（案）
- 八、「神職等の弔慰規程施行細則」埼玉県神社庁内規（案）

平成三十一年二月十二日

規程改正検討委員会	
委員長	竹本 佳徳
委員	宮本 和彦
委員	加治 茂幸
委員	東 秀幸
委員	山田 禎久
委員	大野 光政
委員	高橋 千里

埼玉県神社庁

庁長 中山 高嶺 殿

同 委員 梅田 久詞

【審議経過】

第一次答申に含まなかったものについて引き続き検討を重ね、今期中に取り纏めるべきものを改めて精査し、左記のものについて第二次答申とした。

- ・「埼玉県神社庁協議員会会議規則」
 - ・「神社本庁評議員選出規程」
 - ・「埼玉県神社庁献幣使及び本庁使参向に関する規程」
 - ・「埼玉県神社庁教化委員会規程」
 - ・「埼玉県神社庁教化委員会規程内規」
 - ・「支部長懇話会規約」
 - ・「埼玉県神社庁神職総会規程」
 - ・「神職等の弔慰規程施行細則」埼玉県神社庁内規
- 第一次答申において今期中に取り纏める方針としたものの内、「埼玉県神社庁神殿祭祀規程」の新規作成については、現状の役員会における申し合わせによる方法に異論もあることから、早急に条文化するよりも、更に役員会で協議することが適当であること、また「表彰委員会規程」、「表彰委員会規程内規」は来期以降の検討が適当であることを確認した。

「祭式講師規程」、「祭式講師規程内規」、「研修所講師会会則」、「研修所運営規約」の改正については、雅楽講師、祭祀舞講師、神道行法講師についての新たな規程の作成と併せ、研修所講師会にて検討されるべきものであり、本委員会では取り扱わないことを確認した。

「表彰委員会規程」、「表彰委員会規程内規」、「災害見舞いに関する内規」の改正、及び「庁舎管理」、「負担金の賦課」、「神徳宣揚費交付金」に関する事については、来期以降に検討することが望ましい。

「埼玉県神社氏子総代連合会規約」の改正手続きは埼玉県神社氏子総代連合会の役員会及び同評議員会において、また「神道政治連盟埼

玉県本部規約」の改正手続きは、神道政治連盟埼玉県本部の役員会及び同代議員会において夫々行われることを前提とした上で、本委員会においても内容を確認した結果、所在地や下部組織に関する条文、その他検討を要する部分があり、夫々の事務局にて改めて内容を精査し、改正されることが望ましいことを本委員会からの意見とする。

開催回 開催日・主な審議内容

第十回 平成三十年九月三日

協議員会会議規則

第十一回 平成三十年十月十二日

協議員会会議規則・評議員選出規程・

献幣使参向に関する規程・表彰規程・

表彰規程内規・支部長懇話会規約・神職総会規程

第十二回 平成三十年十一月二十二日

協議員会会議規則・評議員選出規程・献幣使及び

本庁使参向に関する規程・教化委員会規程・

教化委員会規程内規・「神職等の弔慰規程施行細則」

埼玉県神社庁内規・埼玉県神社氏子総代連合会規約・

神道政治連盟埼玉県本部規約

第十三回 平成三十一年二月七日

協議員会会議規則・献幣使及び本庁使参向に関する

規程・「神職等の弔慰規程施行細則」

埼玉県神社庁内規・答申（案）

埼玉県神社庁協議員会会議規則（案）

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、宗教法人「埼玉県神社庁」規則第十六条の定めにより、会議を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（議事日程の作成及び配布）

第二条 議長は会議に附する事件及びその順序を記載した議事日程を定め、あらかじめ協議員に配布する。

（議席）

第三条 協議員の議席は、あらかじめこれを定め番号を附する。

（会議録署名協議員）

第四条 会議録に署名する協議員は二名とし、会議の始めに議長が指名する。

（役員及び監事の発言）

第五条 神社庁の役員及び監事は、協議員会に出席して発言することができる。

（規律の遵守）

第六条 協議員は会議場において互いに規律を守らなければならない。

（会議を開くに必要な定数）

第七条 定数の過半数以上の協議員が出席しなければ、会議を開くことができない。

第二章 議事

第一節 通則

（議案の提出）

第八条 協議員が議案を提出しようとするときは、あらかじめその案をそなえ、理由をつけ、協議員五人以上の賛成者とともに署名し、議長に提出しなければならない。

2 議長は前項により提出された議案を、採択することの可否を会

議に諮って決する。

(秩序維持)

第九条 議長は議場整理のため必要があると認めたときは、発言を止め又は取消しあるいは退場させることができる。

(審議順序)

第十条 議案はその説明・質疑・討論の順序を経て審議する。

(質疑)

第十一条 質疑の終わったときは、議長が質疑の終局を宣言し、討論に入る。

(討論)

第十二条 討論の終わったときは、議長が討論の終局を宣言し、採決に附する。

(質疑又は討論時間の制限)

第十三条 議長は会議に諮り、質疑又は討論の時間を制限することができる。

(表決)

第十四条 議長は表決を採ろうとするときは、表決に附する議案を宣告する。

2 議長が議案を宣告した後は、何人も議案について発言することができない。

(表決方法)

第十五条 表決は左のいずれかによる。

一 賛否に組み分けする方法

二 投票による方法

2 議長は表決の結果を宣言しなければならない。

第二節 発言

(発言の許可)

第十六条 会議において協議員が発言しようとするときは、議席番号及び自己の氏名を告げ議長の許可を得なければならない。

2 発言は、議題の外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

(質疑)

第十七条 質疑は同一議題について二回を超えることができない。

(議長又は副議長の討論)

第十八条 議長又は副議長が協議員として討論しようとするときは、協議員席に着かなければならない。

2 議長が討論したときは、その議題の表決の終わるまで議長席に復することができない。同様に副議長が討論したときは、その議題の表決の終わるまで副議長席に復することができない。

(動議提出に必要な賛成者の数)

第十九条 動議は、協議員三人以上の賛成者をもって提出することができる。

2 懲罰の動議は、協議員五人以上の賛成者が必要ならば提出することができない。

(議事の進行及び手続に関する動議の取扱い)

第二十条 議事の進行及び手続についての動議は、議事日程に直接関係のあるものでなければならない。

2 前項の動議があったときは、議長は提出された議案を採択することの可否を会議に諮って決し、採択された場合は直ちに議題とされる。

(議事日程と関わりのない独立した議決を要する動議の取扱い)

第二十一条 前条の理由に依らない動議は、直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 前項の動議があったときは、議長は提出された議案を採択することの可否を会議に諮って決し、採択された場合は議事日程に追加して議題とされる。

(議事日程の変更)

第二十二条 議長が必要であると認めたとき、又は協議員から議事日程変更の動議があったときは、議長は討論を用いずに会議に諮り、議事日程を変更することができる。

(質疑及び討論終局の動議)

第二十三条 協議員は、質疑及び討論終局の動議を提出することができる。

きる。

2 前項の動議に賛成者があるときは、議長は討論を用いなくて会議に諮り、その可否を決する。

附 則

この規則の改廃は、本規則第八条の定めにより行われるものとする。
この規則は、決議の日（平成三十一年三月十五日）から実施する。

神社本庁評議員選出規程（案）

第一条 神社本庁評議員の選出方法は、この規程の定めるところによる。

第二条 神社本庁庁規第二十一条第二項第三号の評議員は、上席副庁長をもつてこれに充て、そのものについて協議員会の議決を経たものとする。

2 同第四号の評議員は、庁長が推挙するものについて協議員会の同意を経て選出する。

3 同第五号の評議員は、神職以外の協議員のうちより選出する。但し、原則として埼玉県神社氏子総代連合会長とする。

第三条 評議員選出の時期は、埼玉県神社庁役員及び監事選任規程第三条第一項をこの規程に適用する。

2 前条第二項の庁長とは、前項による協議員会で選任された庁長を意味する。

附 則

この規程は、平成五年二月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成三十一年三月十五日より施行する。

埼玉県神社庁献幣使及び本庁使参向に関する規程（案）

第一条 管内神社の神徳を昂揚し、祭祀の尊厳を維持し、以て斯道の興隆を図る為、神社本庁規程「本庁幣供進に関する規程」第六条第二号及び第三号の定めにより、当該神社の例祭、鎮座祭、本殿遷座祭及び式年祭に神社庁より献幣使及び本庁使の参向する神社を指定する。但し、指定神社以外においても、当該宮司の派遣申請により神社庁より献幣使及び本庁使を参向させることができる。

第二条 指定神社は審査委員会に於いて審査内定し、庁長が指定する。

第三条 指定を受けようとする神社は其の由緒、規模、神社庁への協力及び活動現況等を、支部長を通じて庁長に提出する。

第四条 新たに神社本庁の別表に掲げる神社を内申する場合は、指定神社の中より予選する。

第五条 審査委員会の構成は次の通りとする。

委員長 庁長

委員 副庁長 理事 監事 参事又は事務局長

第六条 献幣使及び本庁使は、庁長又は之に代わるものが参向するものとする。

2 前項の庁長に代わるものとは副庁長、理事、監事及び庁長の委嘱する者とする。

附 則

本規程は昭和四十四年九月十二日より施行する。

但し従前から神社庁直接献幣使参向の神社は本規程による指定神社とする。

附 則

この規程は、平成三十一年三月十五日より施行する。

埼玉県神社庁教化委員会規程（案）

第一章 総則

（会の名称）

第一条 本会は埼玉県神社庁教化委員会という。

（事務所）

第二条 本会の事務所を埼玉県神社庁内に置く。

（所属構成）

第三条 本会は埼玉県神社庁に所属し、庁長より委嘱された委員をもって構成する。

（目的）

第四条 本会は神社本庁並びに神社庁の教化方針に従って教化事業の研究、推進を図ると共に各支部・各神社の行う教化活動を援助することを目的とする。

第二章 事業

（事業）

第五条 本会は前条の目的を達成するため、次の二部を置き、それぞれ次の事業を行う。

事業部 主に对外教化活動の調査、企画、実施、支援、研修に関すること

研修部 主に神職および神社関係者に対する研修の企画、実施、研究に関すること

（特別部会）

第六条 前条に定めるほか、神社庁役員会の決定に基づき特別部会を置くことができる。

第三章 委員役員

（委員の任務）

第七条 本会の委員は第五条または第六条の何れかの部に所属し、その事業に従事・活動すると共に、他部・各支部・各神社の教化活動に対

して協力支援を行うことを任務とする。

（役員）

第八条 本会に次の役員を置く。

委員長 一名

副委員長 二名

部長（副委員長が兼ねる）

班長 若干名

副班長 若干名

（役員の任務）

第九条 役員の任務は次の通りとする。

委員長は本会を代表し、委員会の活動及び会務を統括する。

副委員長は委員長を補佐し、特に担当部の活動を部長として統括すると共に委員長事故ある時はこれを代理する。

班長は班の活動を統括する。

副班長は班長を補佐すると共に班の庶務に当たり、班長事故ある時はこれを代理する。

（役員の選任）

第十条 役員の選任は次の通りとする。

委員長は庁長が推薦し、神社庁役員会の承認を得て庁長が任命する。

副委員長及び班長は委員長が推薦し庁長が任命する。

副班長は班長が推薦し、委員長の同意を得て庁長が任命する。

（任期）

第十一条 委員及び役員の任期は三年とする。但し再任を妨げない。

第四章 会議

（会議の区分）

第十二条 本会の会議は次の区分をもって行う。

委員総会 年一回開催 但し臨時開催を妨げない

委員会 必要に応じ開催

正副委員長会 必要に応じ開催

役員会議 必要に応じ開催

部会 必要に応じ開催
班会議 必要に応じ開催

(会議の招集)

第十三条 会議の招集は次の区分をもつて行う。

委員会総会 庁長
委員会 委員長
正副委員長会 委員長
役員会議 委員長
部会 部長
班会議 班長

第五章 経費

(経費)

第十四条 本会の事業活動に必要な費用は神社庁において支弁する。

(報酬)

第十五条 本会の委員及び役員は無報酬とする。

附 則

- 1 この改正規程は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規程施行に伴う、部・班の編成及び班長・副班長の選任は施行後改めてこれを行うものとし、委員長・副委員長については、それぞれこの規程により選任されたものとする。

附 則

この規程は平成三十一年三月十五日より施行する。

埼玉県神社庁教化委員会規程内規(案)

(委員の委嘱)

第一条 埼玉県神社庁教化委員会規程(以下、委員会規程という)第

三条にいう委員の委嘱を受ける者は、支部の推薦を受け庁長が承認した者及び庁長が選考指名した者とする。

支部の推薦し得る人数は次の通りとする。

- 一 当該管内神職数三十名未満の支部にあつては二名とする。
- 二 当該管内神職数三十〇四十名の支部にあつては十五人に一人とし、端数分の取捨については支部に委ねる。
- 三 当該管内神職数四十一名以上の支部にあつては二十人に一人とし、端数分の取捨については支部に委ねる。

(特別部会役員)

第二条 特別部会の正副班長は委員会役員の中から、委員会規程第十條二項及び三項の規定により選考する。

附 則

この改正規程内規は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

この内規は平成三十一年 月 日より施行する。

支部長懇話会規約（案）

第一条 本会は、事務所を埼玉県神社庁事務所に置く。

第二条 本会は、支部長相互の連絡懇親を深め、各支部の運営に資することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的を達成するため春秋二回懇話会を開く。

第四条 本会の事務は、当番支部長が之を行なう。

2 当番は年番とし、期間は四月一日より翌年三月末日までとする。

3 その順序は、比企、秩父、大里児玉、さきたま、埼玉東、北足立、入間東、入間西とする。

第五条 本会の経費は、各支部の負担とし、集会の都度徴収する。

第六条 支部長事故あるときは、副支部長をもつて之に代えることができる。

第七条 必要ある場合は、庁長、副庁長を懇話会に招聘することができる。

附 則

この規約は、平成五年四月一日より施行する。

附 則

この規約は、平成三十一年 月 日より施行する。

埼玉県神社庁神職総会規程（案）

第一条 本神社庁はこの規程に定める処により、毎年一回神職総会を開催する。

第二条 本総会の招集は管内の全神職に対し庁長が之を行う。

第三条 本総会は神社庁の事業の円滑なる推進に必要な事項について連絡し、意見の交換をするとともに、神職相互の啓発と親睦を図り、以て斯道の発展興隆に資するを目的とする。

第四条 期日及び場所は庁長が当番支部長と協議し決定する。

第五条 当番支部は輪番とし、その順序は次の通りとする。但し、事情により最寄り支部が合同して当番を行うことが出来る。

2 埼玉東、北足立、入間東、入間西、比企、秩父、大里児玉、さきたま

第六条 本総会の座長は当番支部長とする。

第七条 本総会に関する事項はすべて役員会に於て処理する。但し、本庁々規及び神社庁規則に規定のあるものは、その定めにより処理するものとする。

第八条 本総会の経費は出席者の会費の外、神社庁及び当番支部の負担とする。

附 則

この規程は昭和五十五年四月一日より施行する。

この改正規程は平成十年四月一日より施行する。

附 則

この規程は平成三十一年三月十五日より施行する。

「神職等の弔慰規程施行細則」 埼玉県神社庁内規（案）

第一条 この内規は、神社本庁「神職等の弔慰規程」（以下「規程」という）

及び「同施行細則」第三条の定めに基づき、本神社庁における規程の施行について必要な事項を定める。

第二条 本神社庁に属する神社に奉仕する神職並びに名誉宮司が死亡したときは、神社本庁の規程及び同施行細則に基づき神社本庁からの弔慰金を呈することに加え、別表「埼玉県神社庁 帰幽神職・総代に対する弔慰について」（以下「別表」という）の定めに基づき、本神社庁としての弔慰を合わせて行う。

2 前項の神社本庁の規程に該当しない本神社庁関係者については、別表の定めにより本神社庁としての弔慰を行う。

3 別表の区分において、二以上の役職に該当する者はその重きに従う。

第三条 前条による弔事が生じたとき、当該支部長はその旨を速やかに庁長へ報告するものとする。

第四条 本内規の定めの外、庁長が特に必要と認めたときは、この内規に拘らず適宜弔慰を呈することができる。

附 則

この内規は平成十四年七月一日より施行する。

附 則

この内規は平成三十一年 月 日より施行する。

別表

埼玉県神社庁 帰幽神職・総代に対する弔慰について					
役 職（身分）	供 花	玉 串 料	弔 電		
庁長	生花（樺）一基	一〇〇、〇〇〇円	統理名弔電	神社庁扱	摘 要
副庁長・顧問	生花（樺）一基	八〇、〇〇〇円	統理名弔電	神社庁扱	
理事・監事・支部長・特級	生花（樺）一基	五〇、〇〇〇円	統理名弔電	神社庁扱	
参与・一級	生花（樺）一基	三〇、〇〇〇円	統理名弔電	神社庁扱	
協議員・二級上	生花（樺）一基	二〇、〇〇〇円	庁長名弔電	神社庁扱	
副支部長・二級・名誉宮司		一〇、〇〇〇円	庁長名弔電	神社庁扱	
三級・四級			庁長名弔電	神社庁扱	
支部総代会長	庁総代会 生花一基	二〇、〇〇〇円	庁長名弔電	神社庁扱	
同 副会長		一〇、〇〇〇円	庁長名弔電	神社庁扱	
神社本庁 弔慰規程施行細則（参考部分抜粋）			玉 串 料		
役 職（身分）					
本庁理事・監事・評議員会議長・副議長・神社庁長			三〇、〇〇〇円		
本庁評議員・参与、神社庁副庁長、別表神社宮司、神職身分一級以上の神職			二〇、〇〇〇円		
前各号の外の神職及び神社庁の役職員、名誉宮司			一〇、〇〇〇円		

尚、本紙記載の諸規程及び内規（案）は、役員会（二月十三日開催）並びに協議員会（三月十五日開催）に上程され、原案通り承認されましたことを申し添えます。

以上